# 吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面）

本田技研工業株式会社
株式会社本田技術研究所

# 吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区南青山２－１－１
本田技研工業株式会社
代表取締役　八郷　隆弘

埼玉県和光市中央１－４－１
株式会社本田技術研究所
代表取締役　三部　敏宏

本田技研工業株式会社（以下、「承継会社」という。）及び株式会社本田技術研究所（以下、「分割会社」という。）との間で締結した、令和２年２月18日付吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約書」という。）に基づき、令和２年４月１日を効力発生日として、吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を行いました。本件吸収分割に関する事項は以下の通りです。

記

１．本件吸収分割が効力を生じた日
令和２年４月１日

２．分割会社における法定手続きの経過
(1)吸収分割をやめることの請求
分割会社の株主は承継会社のみであるため、会社法第784条の２の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。
(2)反対株主の株式買取請求手続
本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第１項に規定する略式吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続きは行っていません。
(3)新株予約権買取請求手続き
分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続きは行っていません。
(4)債権者保護手続き
分割会社は、会社法第789条第２項の規定に従い、令和２年２月27日付官報公告及び令和２年２月27日付で電子公告をしましたが、申述期限までに同条第１項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3．承継会社における法定手続きの経過

(1)吸収分割をやめることの請求

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による手続きは行っていません。

(2)反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条第 1 項による手続きは行っていません。

(3)債権者保護手続き

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、令和 2 年 2 月 27 日付官報により同項所定の事項を公告し、同日付電子公告にて債権者への催告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4．本件吸収分割により分割会社から承継会社が承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、令和 2 年 4 月 1 日をもって、分割会社から本件吸収分割契約書に記載された、デザインなど一部機能を除く四輪商品開発事業に関する資産、負債、契約上の地位、及びその他の権利義務を、同契約書に従い承継致しました。

5．会社法 923 条の変更の登記をした日

令和 2 年 4 月 10 日

6．その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上